

特定外来生物

# ガビチョウ

鳥綱 スズメ目 チメドリ科 *Garrulax canorus*

生態系被害防止  
外来種リストの区分

重点対策外来種

日本の侵略的外来種ワースト 100

世界の侵略的外来種ワースト 100

哺乳類

鳥類

類

は虫類

両生類

魚類

昆虫類

甲殻類

クモ類

貝類

植物

## 基礎情報

### 原産地

- ・中国南部、海南島、台湾、香港、ベトナム北部、ラオス北部

### 現在の分布

- ・日本のほか、ハワイに移入されている。
- ・国内では、日本海側を除く宮城県から愛知県までと大阪府から九州中部までで確認されている。
- ・県内では豊橋市、岡崎市、豊田市、設楽町、豊根村で確認されている。

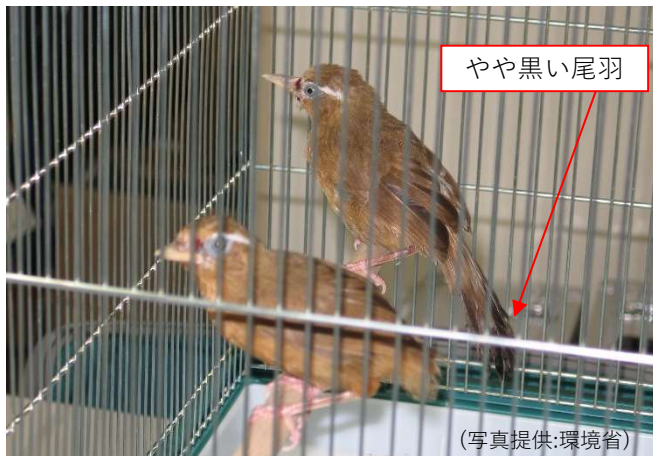


### 侵入の経緯

- ・江戸時代から輸入の記録があるが、野外では 1980 年代に北九州で観察されたのが最初である。首都圏では 1990 年に山梨で最初に観察された。
- ・囀りを楽しむ鳥として輸入され、多数の個体が飼育された。主に飼育個体の逃亡または故意の放鳥により野外に定着した。

### 形態

- ・全長 20~25cm で、ツグミ大の大きさ。
- ・全体に黄褐色で地味に見える。目のまわりとその後方に伸びた白色の帯が目立つ。腹の中央は灰色で、頭頂部や後頸、のど、胸などに暗褐色の縞模様がある。尾羽はやや黒い。くちばしは黄色。
- ・オスとメスとで体の大きさ、羽色に違いはほとんどない。

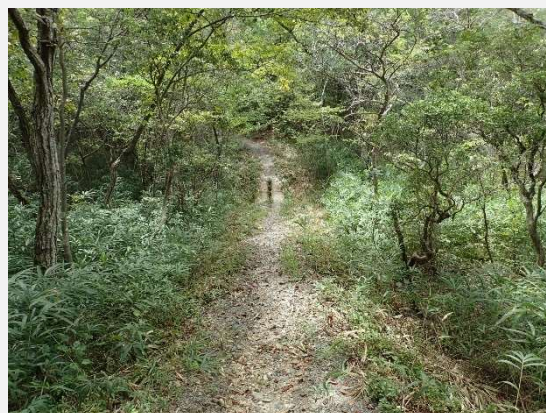


## 生息環境

- ・下層植生の発達した丘陵地、平野部の低木林に生息し、藪を好む。
- ・積雪量の多いところには分布しない。地上採食性であること、渡りをしないことが原因と考えられる。

## 生態・ライフサイクル

- ・渡りはせず定住的に生息する。
- ・あまり高く飛ばず、地上を走り回って昆虫類、果実、種子などを食べる。
- ・大きく、複雑な音色でよくさえずる。在来種のさえずりを真似することもある。
- ・繁殖期は、つがいまたは単独で行動し、非繁殖期は小群で行動する。
- ・繁殖期は4～7月。卵を1回に4個程産む。巣は、低木や藪の中を作る。



ガビチョウが生息する樹林

## 【ライフサイクル・防除推奨時期】



## 類似種との識別ポイント

- ・類似種として、ガビチョウと同じチメドリ科に属するカオグログビチョウ、カオジログビチョウ、ヒカゲガビチョウがいる。いずれも外来種で、特定外来生物に指定されている。なお、これら3種は、愛知県では確認されていない(2023年時点)。

類似種	識別のポイント
カオグログビチョウ (特定外来生物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長 28～32cm、ヒヨドリ大の大きさ。</li> <li>・全身の地色は灰褐色、背は鈍い褐色。</li> <li>・尾は円筒状で長く、下尾筒は明るい茶褐色。</li> <li>・目のまわりが大きく黒い。</li> </ul>
カオジログビチョウ (特定外来生物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長 22～24cm、ツグミ大の大きさ。</li> <li>・全身の地色は地味な焦げ茶色から灰褐色。</li> <li>・目のまわりから喉にかけて三角形の白い模様がある。</li> </ul>
ヒカゲガビチョウ (特定外来生物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長 21～24cm、ツグミ大の大きさ。</li> <li>・全身の地色は赤褐色。頭上から後頸にかけてと、背中の上部の一部は黒色。風切羽は黒く、三列風切羽と尾羽には黒白の模様がある。</li> <li>・目の前方から下方にかけて白斑があり、その前部から頬にかけて細い黒斑がある。くちばしは黄褐色。</li> </ul>

哺乳類

鳥類

は虫類

両生類

魚類

昆虫類

甲殻類

クモ類

貝類

植物

## 影響・被害

- ・ガビチョウ類の定着が確認されている九州・本州の低地林等の里山的森林において、これらの種が最優占種となり、群集構造が著しく変化している。また、長期的には在来種への直接・間接の負の影響も懸念される。
- ・ガビチョウが移入されたハワイ諸島では、侵入した地域で高密度で生息し、ハワイ固有の鳥類が衰退した事例がある。
- ・鳴き声が非常に大きいため、住宅地の周辺では騒音問題になる可能性がある。

## 生息・被害の確認方法

- ・樹林地を踏査し、生息個体を目視確認する。双眼鏡等を併用するとよい。
- ・大きな声で鳴くため、さえずりで生息を確認することもできるが、同じ科に属する特定外来生物のソウシチョウと似ており、在来種のさえずりを真似することもあるため、識別には十分な経験が必要になる。
- ・既存の研究調査に関する文献や目撃情報をインターネットや図書館で探す。
- ・地域の住民や林業従事者、専門家、野鳥愛好家などを対象に聞き取りやアンケート調査を行う。

## 防除方法

- ・ガビチョウのような森林性の外来鳥類は、いったん定着してしまうと地域から排除するのは非常に困難である。ソウシチョウのように分布が拡大してしまう前に、防除を行うことが望ましい。営巣に適した環境の抑制や、輸入制限と飼育管理の徹底により、野外への放鳥をさせないことが重要になる。
- ・小型の鳥類を捕獲する場合は、かすみ網(はり網のうち棚糸を有するもの)が用いられる。ただし、かすみ網は、これを使って野鳥を捕獲することはもちろん、販売・配布・捕獲目的での所持についても法律で原則禁止されており、環境大臣の許可が必要となる。かすみ網等を使った捕獲を検討する場合は、他の鳥類への悪影響等を防ぐため、専門家に相談する。

## 推奨時期

- ・繁殖期(4~7月)に繁殖地で集中的に防除すると効果的と考えられる。

## 具体的な防除方法

- ・捕獲による防除は困難なため、これ以上野外への逸出をさせないよう、パンフレットの作成など普及啓発に努める。
- ・定期的なモニタリング調査を行い、分布状況の把握に努める。
- ・繁殖期に樹林内の間伐や下草刈りなどの手入れを行い、低木や藪などガビチョウの営巣に適した環境の拡大を抑制する。なお、同じような環境で営巣する在来種(ウグイス等)への配慮も必要となる。

## 作業上の注意点等

- ・防除作業を行う前に、対象地の所有者・管理者の承諾を得る。必要に応じて、地域住民にも防除の目的や活動内容を周知する。
- ・生きたまま保管・運搬等することは原則禁止されているため注意を要する(行う場合は手続等が必要)。
- ・個体に触る際には、保護手袋(軍手等)を着用する。
- ・病原菌やウイルスを保有していることも考えられるため、鳥類を触った後は必ず石けんなどを使って十分に手洗いを。特に衰弱または死亡した野鳥には不用意に触らないようにする。

## 必要な法令上の手続き等

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣捕獲許可

## 出典・参考資料

- ・侵入生物データベース > 日本の外来生物 > 鳥類 > ガビチョウ（国立研究開発法人 国立環境研究所）  
<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/20150.html>
- ・日本の外来種対策 > 特定外来生物の解説 > ガビチョウ（環境省 自然環境局）  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/L-to-01.html>
- ・日本の外来種対策 > 外来種写真集（環境省 自然環境局）<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>
- ・特定外来生物同定マニュアル 鳥類（環境省 自然環境局）[https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/2hp\\_chorui.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/2hp_chorui.pdf)
- ・STOP！移入種 守ろう！あいちの生態系 ～愛知県移入種対策ハンドブック～ 付属資料 愛知県の移入動植物 ブルーデータブックあいち 2012（愛知県,2012） p.63 ガビチョウ（高橋伸夫）

## コラム：鳥獣保護管理法の規制について

野生の哺乳類や鳥類を捕獲・殺傷すること（捕獲等）は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」により、原則として禁止されています。これは、外来生物法に基づく特定外来生物についても例外ではありません。そのため、ヌートリア、アライグマ、ガビチョウ、ソウシチョウなどを防除する際には、事前に鳥獣保護管理法に基づく手続きを行う必要があります。

鳥獣の捕獲等には、主に2つの方法があります。一つは許可捕獲です。これは、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などに、許可を得て当該鳥獣の捕獲等を行うものです。捕獲等をする鳥獣の種類や目的、捕獲方法により、環境省、都道府県、市町村と窓口が異なります。また、わなを用いた捕獲許可を得るには、作業者が、あらかじめ都道府県が実施する「狩猟免許試験」に合格し「わな猟」の「狩猟免許」を取得している必要があるなど要件があります。

もう一つの方法は狩猟です。狩猟とは、「狩猟鳥獣」を銃、網、わななど定められた方法で捕獲することで、「狩猟期」にのみ行うことができます。「狩猟鳥獣」は環境省令で定められるもので、本書で取り上げた4種の鳥獣のうち、ヌートリア・アライグマがこれに指定されています（2023年現在）。狩猟を行うには、「狩猟免許」を取得している必要があり、さらに実際に狩猟を行う都道府県において、事前に「狩猟者登録」の手続きが必要です。狩猟免許は、住所のある都道府県で取得すれば他の都道府県でも狩猟者登録ができますが、狩猟者登録は実際に狩猟を行う全ての都道府県において行う必要があります。また、狩猟免許は取得後も3年ごとに更新が必要です。

なお、外来生物法に基づいて、必要項目を公示して行われる特定外来生物の防除（市町村が単独で実施する場合は、主務大臣の確認を受けることが必要）については、鳥獣保護管理法に基づく手続きは不要となります。

鳥獣の捕獲等を行いたい場合は、事前に捕獲等を予定している自治体に手続きや要件について相談してみるとよいでしょう。

哺乳類

鳥類

は虫類

両生類

魚類

昆虫類

甲殻類

クモ類

貝類

植物